

論 說

フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 (1)

——「フランス憲法とジャコバン主義」研究(一)——

辻村みよ子

序章 問題の所在

——フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

一 本稿の目的と分析視角

二 一七九三年憲法をめぐる研究状況(以上、本号掲載)

第一章 フランス革命とジャコバン主義

第二章 一七九三年憲法の成立

第三章 一七九三年の憲法原理

一 ジロンド派の憲法原理

二 モンターニュ派の憲法原理

三 ロベスピエールⅡジャコバン派の憲法原理

四 アンラジェの憲法原理

第四章 一七九三年憲法の限界と歴史的展開

資料 一七九三年憲法（人権宣言）、シロンド草案（人権宣言）、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳文
比較対照表

序章 問題の所在

——フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

一 本稿の目的と分析視角

(1) フランス一七九三年六月二四日憲法（いわゆるモンタニヤール憲法¹）は、大革命期にモンタニエ派の主導する国民公会で制定され、「人民投票」で承認されながらも、結局、施行されずに終わったフランス憲法史上はじめての共和主義憲法である。この憲法は、「人民主権」の基礎にたつて男子普通選挙制や人民投票制を導入するなど、民主的な内容をもっていたため、フランス憲法の中で「最も民主的な憲法²」、「唯一の優秀な憲法³」などの高い評価が与えられてきた。また、このような評価は、同憲法の人権宣言が、平等権を基礎にした社会的な諸規定を設けて、はじめて「社会的傾向³」を示していたことにも向けられてきた。これらの憲法原理上の特徴、とりわけ主権原理における「人民主権」と「半直接制」の問題、人権原理における平等権・社会権規定をめぐる問題が、今日にいたるフランス憲法学の展開に重要な研究素材を提供してきたことも言うまでもない。

一方、一七九三年憲法については、これらのフランス憲法学・フランス憲法史上における意義のほかに、フランス政治上において特別の意義（歴史的意義）をもってきたことを忘れてはならない。すなわち、この憲法は、施行延期後もフランス大革命期の民衆運動や「バブーフの陰謀」の中で重要なモメントになっただけでなく、一九世紀前半の共和主義運動、二月革命、第二帝制末期のジャコバン派の運動、パリ・コミューン、第三共和制期の急進主義・ジャコバン主義の運動、人民戦線、第二次大戦後の左翼共同政府綱領その他の中で、たえず言及され、一定

の綱領的役割を果たしてきた。

もっとも、一七九三年憲法が、このような一九二〇世紀の反体制運動のシンボルとして機能しえたことは、この憲法がジャコバン派の所産として理解され、広い意味での「ジャコバン主義」的伝統の表明として捉えられてきたことによる。いわば一七九三年憲法についての漠然とした位置づけに基づくものであった。しかし、実際には、後に検討するように、一七九三年憲法を、モンタニヤール左派であるロベスピエール・ジャコバン派の制定によるものと解することは必ずしも適切ではないし、一七九三年憲法の原理の内容を、安易に、「ジャコバン主義」のそれと同視することも憲法学の立場からは容認することはできない。後代において、たとえこのようなシンボリックな歴史的功能を果たしたにせよ、一七九三年憲法には、それが一八世紀のブルジョア革命における議会ブルジョワジーの所産であるということからくる種々の憲法原理上の限界が存在していたのである。

(2) したがって、一七九三年憲法の意義をフランス憲法史上に位置づける場合には、その分析視角・方法を明確に限定してかかる必要がある。すなわち、一七九三年憲法の歴史的・政治的機能上の位置づけと、憲法原理（憲法理論）上のそれとが、厳密に区別されなければならない。同時に、一七九三年憲法が制定されたフランス大革命期における歴史（政治史）的意義および憲法理論的意義と、後代における歴史（政治史）的意義および憲法理論的意義とを区別することも忘れてはならない。結局、一七九三年憲法の研究には、次のような四つの分析視角・対象を提示することが可能となろう。

研究

- I (a) フランス大革命期（一七九三年憲法制定時）における一七九三年憲法の歴史（政治史）的意義についての研究
- I (b) 革命期以後における一七九三年憲法の歴史（政治史）的意義についての研究
- II (a) フランス大革命期（一七九三年憲法制定時）における一七九三年憲法の憲法理論的意義についての研究

〔ブルジョア革命憲法としての特質と限界の問題、他の革命期憲法の諸原理との比較研究を含む〕

- II (b) 革命期以後における一七九三年憲法の憲法理論的意義についての研究〔フランス憲法学の諸課題との関係における主権原理・人權原理上の問題、他のフランス憲法、とくに第二・第三・第四・第五共和制の共和主義憲法原理との比較研究を含む〕

さて、以上のような広汎な内容を包含しうる一七九三年憲法の研究については、もとよりフランスの歴史学・政治学、憲法史学の諸分野において、従来からさまざまなアプローチがなされてきた。その結果の一部が、すでにふれたような一七九三年憲法への高い評価となつてあらわされた。しかし、従来の研究では、他分野の研究成果を十分に活用しきれなかったため、一七九三年憲法の歴史（政治史）的意義と憲法学的（憲法理論的）意義をトータルに把握しえなかつた点に不可避的な難点があつた。たとえば、一七九三年憲法の急進的性格や後代における歴史的意義を強調する歴史学・政治史学の諸研究では、この憲法の原理がもつブルジョアの限界を理論的に解明することは困難であつたし、逆に、憲法原理の限界や特色を提示しえた憲法学研究も、実証的な史的研究の不十分さゆゑに、それらの必然性を革命の構造にてらして説明することは困難であつたようにみえる。

さらに、方法論や基礎理論をめぐつて学説の対立が続いてきた分野では、一七九三年憲法の位置づけは、今日においてもなお困難な検討課題であり続けている。たとえば、フランス大革命の構造についての重大な学説対立を含んでいるフランスの歴史学界では、後にみるように、一七九三年憲法をうみだした一七九三年—一七九四年の共和主義的・民主主義的革命的経過とジャコバン独裁が、ブルジョア革命の本質をこえた“*dérèglement*”（ブレイキのきかないスリップ）であつたか否かという議論が最近においても行われている。このことは、憲法学にとつても、一七九三年憲法はブルジョア憲法原理の枠をこえたものか否か、ブルジョア革命期憲法の典型は一七九一年憲法か一

七九三年憲法かという形で問題にされることになる。また、主権原理の理解、とくに「半代表制」・「半直接制」の基礎にある主権原理の理解について学説が分かれているフランスおよびわが国の憲法学界では、一七九三年憲法を「半直接制」の憲法と解し、その基礎に「人民主権」を見出すものが多数であるとはいえ、その具体的内包等について、なお重要な検討課題が残っている。

(3) そこで本稿では、歴史学・憲法史学および憲法学のいずれにとっても重要な研究素材であり続けている一七九三年憲法について、可能なかぎり総合的な検討を加えることにより、その特質とブルジョア革命期憲法としての限界を明らかにしようとするものである。この検討は、従来のような単なる「民主的・急進的」といった評価にとどまることなく、一七九三年憲法をフランス憲法史のなかに正しく位置づけるという目的から出発している。しかし、それだけでなく、ブルジョア革命期憲法すなわち近代市民憲法の諸原理の本質と限界の問題、さらには近代市民憲法原理のうちの主権原理と人権原理の相互関係の問題にもアプローチするという研究目的をもっている。さらに、このような外国憲法の歴史的・理論的研究の契機として、同じく近代市民憲法の嫡流にある日本国憲法の諸原理との比較研究の意図があることもいうまでもない。

以上のような一七九三年憲法研究の問題性を一層明らかにするために、序章として、最初にフランスおよびわが国の歴史学・憲法史学・憲法学における一七九三年憲法の研究状況について概観しておくことにする。

なお、本稿では、すでに述べたⅠ(a)とⅡ(b)の四つの分析対象のうち、まず、Ⅰ(a)（フランス革命期における一七九三年憲法の歴史的意義）・Ⅱ(a)（フランス革命期における一七九三年憲法の歴史的意義）・Ⅱ(b)（フランス革命期における一七九三年憲法の憲法理論的意義）について主として検討を加えることにする。このほかⅠ(b)（革命期以後における一七九三年憲法の歴史的意義）については主として「革命期以後における一七九三年憲法の憲法理論的意義」についての研究⁴⁾は、続稿「フランス憲法とジャコバン主義」研究（二）以降⁵⁾で、漸次、検討する所存である。

(1) A. Anlard, Histoire politique de la Révolution française, 5e éd., 1921, p. 306.

(2) A. Decencière-Ferrandière, "La Constitution de 1793", Mélanges Decencière-Ferrandière, 1940, pp. 47 et s. (cité par J.-J. Chevallier, Histoire des institutions et des régimes politiques, 3e éd., 1967, p. 78.)

(3) M. Deslandre, Histoire constitutionnel de la France 1789-1815, t. 1, 1932, p. 274.

(4) 一七九三年憲法については、すでに拙稿「フランス一七九三年の憲法原理(上・下)」一九七五年(修士論文・未公刊)、「フランス一七九三年憲法の研究——『人民主権』原理の構造を中心に——」一九七八年(博士課程単位修得論文・未公刊)で検討を行っており、前者の一部を、拙稿「フランス革命における一七九三年憲法の研究、序説(一)(二)」『橋研究』第一卷第三号(一九七六年)九五頁以下、同・第二卷第一号(一九七七年)六四頁以下、に発表した。しかし、紙幅の制約が厳しいため歴史的・実証的研究としては極めて不十分なものであったばかりか、その後の学説の展開も著しいため、本稿で、改めて一七九三年憲法の再検討を試みることにした。あわせて、本稿を以て、「フランス憲法とジャコバン主義」についての憲法史的研究の出発点とするものである。

二 一七九三年憲法をめぐる研究状況

(1) 歴史学における一七九三年憲法の位置づけ

(a) フランス歴史学の場合

①フランス歴史学におけるフランス革命研究は、「フランス社会が近代ブルジョワ社会として確立し、そして多かれ少なかれ、この近代市民社会への批判体系が開始された時代」⁽¹⁾すなわち第三共和制以来、著しい展開をとげた。そして、フランス革命史研究の動向は、H・テヌス、A・ソレル、A・オーラルをはじめとする、いわゆる「政治的方向」と、J・ジョレスから、A・マティエ、G・ルフェールにいたる、いわゆる「社会経済的方向」の二つの系列の区別を可能にした。⁽²⁾これらのうち、後者が長く支配的地位を占めてきたが、最近では、ルフェールの後継者A・ソブールらに対して、前者の系列に属するF・フュレ、R・リシエなどが対立的な見解を発表して、

歴史学界で議論が継続している。⁽³⁾

これらの方法論的対立は、フランス革命の構造についての対立を生み、本稿の課題との関係では、とりわけ、ジャコバン独裁・革命政府の位置づけをめぐる異なる見解をもたらしている。一七九三年憲法の位置づけを含めてこれらの見解の対立については、一九世紀末—二〇世紀前半の諸研究のうち、オーラールとマティエの研究に各々の特色を見出すことができる。しかも両者の対立はオーラール・マティエ論争として知られる重要なものであるため、ここで概観しておくことにしよう。⁽⁴⁾

②まず、オーラールは、その大著の副題（「民主政および共和政の起源と発展」）にも示されるように、フランス革命を政治史の面から分析し、共和的・民主的党派の形成期に焦点をあてた。オーラールによれば、民主的共和制（*république démocratique*）を確立した「革命政府」の時期においては、その指導者たちは、一七八九年の原理の（「遵法者というよりもむしろ」）「背教者 *renégats*」であり、彼らは、個人的自由主義の原理を侵害して、専制的独裁（恐怖政治）をうちたてた。しかし、それは種々の事態に即応するためにやむをえずなされたもので、（体系や計画のない）一時的・暫定的処置に他ならなかった、と解される。⁽⁵⁾ また、オーラールは、革命の指導者の中で（ロベスピエールよりも）ダントンを高く評価し、ジロندانとモンタニャールの対立についても、ほとんど両者の間に本質的な区別はみとめていなかった。このことは、オーラールが詳細に検討した一七九三年憲法制定過程についての次のような評価に示されている。

オーラールによれば、一七九三年憲法は、「フランスのすべての憲法のなかで最も民主的な憲法」であった。しかしその民主性は「モンタニャールが起草したからではない」。⁽⁶⁾ 見方によれば、（公務員の直接選挙、人民投票の手続きなどは）ジロندانの草案の方が民主的できえあった。憲法制定過程におけるジャコバン派のジロンド草案批判は、「ただ、それが彼等の敵であるジロندانのものであるという理由でなされたにすぎない。現実には、コン

ドルセの草案はかなり民主的だったので、ジャコバンは明確な対立点をみいださなかった⁽⁷⁾のである。オーラールは、ロベスピエールの人権宣言案における社会主義的な性格についても、それは、ロベスピエールとジャコバンが、**眞実、社会の根底的な変革を望んでいたからではなく、政治的戦術によるものでしかなかった**、という解釈を明らかにしている⁽⁸⁾。

③これに対して、マティエは、(ジョレスの影響のもとで)社会・経済的な研究方法を志向してオーラールと対立する見解をもつにいたる。まず、一七九二年八月一〇日の革命による民主的共和制の時期と、一七九三年六月二日以後の社会的民主制(démocratie sociale)の時期を区別し、後者におけるモンタニヤール独裁を必然的な階級独裁として理解する。すなわち、マティエによれば、「革命政府は、一つの階級、すなわち、(ブルジョア階級の人々によって指導された)消費者、手工業者、小土地所有者、及び貧者の階級の利益のための一党独裁となった。……それは、しばしば、力によってのみ確立されるものであり、戦時においてには必然でさえある。革命政府は宿命的な随伴物としてテルールを伴っていた⁽⁹⁾」。このような立場からモンタニヤール独裁を正当化したマティエは、オーラールによって築かれたダントンの評価を崩し、逆にロベスピエールに高い評価を与えようとする。そして、モンタニヤールとジロンドンの対立のなかにも、単なる戦術の相違以上のもの、すなわち、所有や社会政策問題を契機とする階級闘争の性格を見出すにいたる⁽¹⁰⁾。一七九三年憲法についても、制定過程における両派の草案の相関関係や、所有原理などの一致を認めつつもなお、ジロンドンの草案におけるブルジョア的性格を指摘して止まないのである⁽¹¹⁾。マティエはまた、内外の戦争がなければ一七九三年憲法は正常に機能しえた⁽¹²⁾と解するジョレスの結論部分には反対を唱え、当時の民衆の政治的意識の低さ、無関心さを強調している。

④以上のように、オーラールとマティエの見解の対立は、モンタニヤールとジャコバン独裁およびフランス革命自体の階級的性格の問題、ブルジョア革命としての一貫性と「逸脱」の問題を含んでいる。すでにふれたように、フ

フランス歴史学では、ルフェーブル、ソブールを経た今日までマティエの見解が支配的地位を占め、ブルジョア革命を“*un bloc*”として捉えてきた。しかし、これに対立するフェレラの異説は、モンタニャールIIジャコバン独裁を必然的な革命の深化とは見なさず、むしろ偶然的な“*dérèpage*”（ブレイキのきかないスリップ）として理解する⁽¹³⁾。ここにおいて、（必ずしもこれらの歴史家が明示的に言及しているわけではなく、筆者がこの見解の出現を評価しているわけでもないにせよ）一七九三年憲法をブルジョア革命期憲法（市民憲法）の枠外において捉える憲法学説の見解を、革命の構造論の面から説明する方が現れたと言及することができるように思われる。このことは、フランスだけでなく、わが国の学説にとって重要な意味をもっているため、つぎに、わが国におけるフランス革命史研究の動向にたづねて簡単に問題点を指摘しておく必要があるであろう。

(b) わが国の場合

わが国のフランス革命史研究においても、ルフェーブルらの影響のもとに経済史的な視点からブルジョア革命としての本質を分析した高橋教授らの研究が支配的地位を占めてきた⁽¹⁴⁾。これに対して、政治史的な視点から批判や修正が試みられてきたことも、フランスの場合と同様である。その詳しい内容は別稿にゆずるとして、マティエとオーラーの論争にみられたようなジャコバン独裁・一七九三年憲法をめぐる見解については、次のような対立が存在している。

①高橋教授をはじめとする通説の見解では、市民革命の基礎過程は、前期資本家層把握型（「上から」の近代化）と独立自営農民民主導型（「下から」の近代化）との二つの体系の対立抗争過程として理解される。近代化（資本主義発達）における二つの体系のうち、「下から」の体系の担い手はジャコバン、サンIIキュロットなどの小ブルジョアであり、一七九三年—一七九四年の封建地代の無償廃止によってフランス革命の課題が貫徹された、と考えられる⁽¹⁶⁾。シロンダンとモンタニャールIの対立は、このような二つの体系の政治的表現であり、各々が前期的資本家層

(商業資本)と中小生産者・農民層(産業資本)の利益を代表する階級(階層)的対立である。⁽¹⁷⁾ また、後者の手による一七九三年憲法は、「下から」の近代市民革命に特徴的な「西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法」である、と解される。この点から、フランス革命期憲法のなかでは、(一七九一年憲法よりむしろ)一七九三年憲法こそ「ブルジョワ革命の課題を最も徹底的に追求するもの」とする理解が、高橋史学を前提とする憲法学説において主張されることになる。⁽¹⁸⁾

②これに対して、高橋教授と同じく社会・経済史的方向を志向する歴史学説において、まず高橋説の「二つの体系」論への批判が提出され、独立自営農民の存在等について実証的研究に立つ疑問が投げられている。⁽¹⁹⁾ この立場では、ジロンドンとモンタニヤール・ジャコバンとの対立は革命政治方式によるものであって、両者間に階級的対立はなく、経済・政治思想も大差はないこと、ジャコバンとサン・キュロット大衆は異質の集団であること、などが指摘される。⁽²⁰⁾

また、政治史的方向を志向する諸学説から、モンタニヤール・ジャコバン主導期の農民的土地革命の反資本主義的性格が主張されるなど、⁽²¹⁾ ジャコバン独裁の位置づけに修正が加えられ、ブルジョワ革命の「逸脱」として理解する方向が示されてきた。「二つの体系」論にかえて、「反革命派・議会派ブルジョワ・民衆運動」という基本的対立図式を提示される柴田教授においても、ジロンドンからモンタニヤールへの権力移行は、民衆運動の利用如何にかかるものとされ、ジャコバン独裁も、それ自体矛盾を含むものとされた。⁽²²⁾

さらに、憲法学の立場から杉原教授によって高橋説に対する批判が提示され、後に詳しくみるように、フランス革命期憲法のうちでブルジョワ革命の本質を示すものは(一七九三年憲法ではなく)一七九一年憲法であることが主張されることになる。⁽²³⁾

(1) 高橋幸八郎『市民革命の研究』増補版(一九六八年)四一―五頁。

- (2) A. ソンプルは、このうち後者の社会的な研究方法をもって、フランス革命史研究の古典的解釈であると規定し、一八世紀末のブルナージュや一九世紀のギゾーなどにもその傾向を見出しつつある。A. Soboul, 『L'histoire graphique classique de la Révolution française』, La Pensée, No 177, 1974, pp. 40 et s.
- (3) フランスにおける革命史研究の動向について、詳しくは、拙稿「ブルジョア革命と憲法」〔杉原泰雄編『市民憲法史（講座・憲法学の基礎・第五巻）』（近刊予定)）を参照された。また、最近のフランスにおける革命史研究については、J. R. Suratteau, La Révolution française, certitudes et controverses, 1973 (P. U. F.); A. Gérard, La Révolution française, mythes et interprétations 1789—1970, 1970 (Firmarion) 参照。
- (4) オーラン・マティエ論争は、わが国では、前川貞次郎『フランス革命史研究』（一九五六年）二四一頁以下で紹介されている。
- (5) A. Aulard, op. cit., pp. 366—368. 前川前掲書二五二—二五三頁。
- (6) A. Aulard, op. cit., p. 306.
- (7) *ibid.*, p. 286.
- (8) *ibid.*, p. 291.
- (9) A. Mathiez, La Révolution française, t. 3, 1927, p. 77. 前川前掲書二七八頁参照。
- (10) 前川前掲書二七八—二八〇頁。
- (11) A. Mathiez, 『La Constitution de 1793』 Annales Historiques de la Révolution Française, t. 5, 1928, pp. 497 et s. たゞ、マティエは、コンドルセの草案が、非常に複雑な選挙制度を考案していた点について、貧乏人にとって不利益なものであることを指摘し (*ibid.*, pp. 505—507)、モンタニャールがその民主性ゆえに異議を唱えなかったマティエ等々の手続きについても「民主的な自由主義にみせかける（シロン下派の）階級政策を隠蔽するもの」という見方を示している (*ibid.*, p. 510)。これらの憲法学上の検討は、本稿第三章第一節を参照された。
- (12) *ibid.*, pp. 520—521.
- (13) 前掲 (注6) J. R. Suratteau, op. cit., pp. 22 et s., pp. 80 et s. 参照。
- (14) 高橋前掲書のほか、高橋『近代社会成立史論』（一九五三年）、高橋『近代化の比較史的研究』（一九八三年）など参照。

- (15) 前掲拙稿「ブルジョア革命と憲法」『市民憲法史(講座・憲法学の基礎・第五卷)』を参照されたい。
 - (16) 高橋『市民革命の構造』一六頁。
 - (17) 高橋『市民革命の構造』一四頁。
 - (18) 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』(一九七三年)一四一頁。「本稿序章二(2)(b)④参照」。
 - (19) 井上幸治『ヨーロッパ近代工業の成立』(一九六一年)二二八頁以下等参照。
 - (20) 井上幸治『近代史像の模索』(一九七六年)四一―四二頁。
 - (21) 河野健二『フランス革命とその思想』(一九六四年)二六七頁以下参照。
 - (22) 柴田三千雄『パプーアの陰謀』(一九六八年)六一―七頁参照。
 - (23) 杉原泰雄『国民主権の研究』(一九七二年)五四頁以下。「本稿序章二(2)(b)③参照」。
- (2) 憲法学及び憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ

(a) フランス憲法学及び憲法史学の場合

① フランス憲法学は、歴史学の場合と同様、第三共和制期において著しい展開を遂げた。そのなかにあつて、A・エスマン、R・カレ・ド・マルベル、L・デュギーなどの巨匠たちの研究が、大革命期以後の憲法原理と憲法制度史の検討を出発点として、これを理論的に体系化するものであつたことは周知のとおりである。⁽¹⁾

まず、エスマンは、革命期憲法についての憲法史的研究を通して、「国民主権」の原理が大革命で宣言された諸原理のなかで最も主要なものであることを明らかにする。⁽²⁾ エスマンは、この「国民主権」と結合する統治形態、とくに代表制のありかた⁽³⁾を問題にした結果、一七九一年憲法によって確立された「代表による統治」の方が直接制よりも優れたものと考え、フランスの諸憲法のなかでは、「君主制から共和制に修正され、改良された一七九一年憲法」に他ならない一七九五年憲法に高い評価を与えている。⁽⁴⁾ また、一七九三年憲法(ジャコバン憲法)とジロンド草案は本質的理念が同じであり、いずれも当時の目標であつた「極度のデモクラシー」を追求したものであるという認識にたつて、一七九三年憲法が確立した直接民主制・レフェレンダムの体系に注目している。⁽⁵⁾ すなわち、一七九三

年憲法では、憲法的法律のみならず通常法の制定においても人民投票 (vote populaire) の手続きが導入され、イスの直接民主制の実現に多大な影響を及ぼしたこと、さらに、公務員の責任についての規定が設けられ、代表者の権限踰越へのサンクシヨンを罷免可能性の問題がその制定過程で議論されたこと、などが指摘されている。⁽⁶⁾しかし、代表制をもって直接制よりも優れた制度と考えるエスマンにとっては、フランス憲法史における一七九三年憲法の意義は、本流に属する一七九一年憲法や一七九五年憲法以上に重要なものになりえなかつたようにみえる。

これに対して、ドイツ国法学の影響のもとに、「機関」概念を基礎として国家の一般理論を考察したカレ・ド・マルベールは、主権原理と代表制についても精緻な理論を提示する。すなわち、カレ・ド・マルベールによれば、君主制・民主制・代表制という三つの統治形態は、各々、君主主権・人民主権・国民主権という異なる主権原理を基礎にもつものとされ、人民主権と国民主権との理論的区別を前提として、次のように指摘される。⁽⁷⁾まず、一七八九年—一七九一年において確立された国民主権原理は、国家機関としての「代表」に国民の権力を委譲することに、論理的帰結として代表制を要請する。以後、一七九五年憲法・一八四八年憲法・一八七五年憲法などフランスの諸憲法では、このような委任 (delegation) の觀念に基づく代表制論—国民主権論が踏襲され命令的委任が禁止される。一方、人民主権原理を展開したルソーにおいては、命令的委任と人民の批准 (ratification populaire) の留保のもとでのみ代表制が認められるにすぎない。⁽⁸⁾フランス革命期の憲法では、一七九三年憲法のみが、立法院のメンバーに受任者 (mandataire) の名を与え、命令的委任を明示的に禁止していないばかりか、第一次集會に法案の批准権を留保している。「一七九一年憲法によって確立された」ブルジョア体制が人民の政治に変えられたのは、一七九三年憲法によるにすぎない。そして、その変化は、もとより実施されず、長く続くべくもなかつた。Ⅲ年〔一七九五年〕以降は代表制に回帰する。⁽⁹⁾

こうして、カレ・ド・マルベールにおいては、一七九三年憲法は、一七九一年・一七九五年憲法の国民主権—代

表制の原理とは異なる、人民主権原理に基礎をおくものとして理解されている。しかし、ここでは、一七九三年憲法についての実証的検討は必ずしも十分ではない。例えば、命令的委任制度の採否について、肯定的に解されているようにみえるが、結論が明確に提示されているわけではない。⁽¹⁰⁾

また、カレ・ド・マルベールは、後の著書において、第三共和制憲法における「法律」の観念が一七八九年—一七九一年のそれを継承するものであることを明らかにした際に、一七九三年憲法に特別の位置を与えている。すなわち、法律が一般意思の表明であるとする当初の観念と、議会が実質的な主権者となった現実との矛盾を指摘し、「フランスにおいてこの矛盾を免れていた憲法は、一つしかなかった。一七九三年憲法がそれであり、この憲法は、人権宣言第四条で『法律は、一般意思の自由かつ厳粛な表明である』という原理を提示することに満足せず、法律の制定が、最終的には、全市民からなる第一次集会の採決に依存するという立法体制を作りあげた」と指摘している。⁽¹¹⁾

また、前二者と異なる社会学的方法論から出発したデュギーの場合も、フランス大革命期の国民主権—代表制論の認識や革命期憲法の位置づけについては、エスマンらの支配的見解をほぼ踏襲している。すなわち、デュギーにおいても、一七八九年—一七九一年に確立し、一七九五年憲法で再確認された国民主権理論と「代表委任 (mandat représentatif) 論」⁽¹²⁾ 命令的委任の禁止、および選挙権を公務とする理論 (選挙権公務説) がフランスの伝統的理論を形成していることが確認される。また、大革命期には、これらと系譜を異にするルソーの理論が存在し、一七九三年のジロンド草案や一七九三年憲法のなかで、選挙権を権利と解する理論 (選挙権権利説) や、直接制の諸制度として展開されたことが指摘される。デュギーは、直接制 (厳密には、しばしば「半代表制」の名で呼ばれる、直接制の弱められた形態) の手続きとして、レフェレンダム (referendum) (代表制に寄与するプレジデントとは厳密に区別される)・人民拒否 (veto populaire)・人民発案 (initiative populaire) をあげ、当時の「半代表制」論に

も言及しつつ、直接制の傾向を批判的にとらえるエスマンに反駁している⁽¹⁴⁾。ここでは、ジロンド草案が法律についての人民の承認手続きにかえて人民発案と人民拒否の制度を構想し、一七九三年憲法が憲法改正の発案のみならず法律についての人民拒否の制度をも構築していたことが指摘される⁽¹⁵⁾。もともと、一七九三年憲法の立法手続きを「真のレフェレンダムというより、むしろ人民拒否」と解したことについては、後に、ビュルドーから批判を受けることになる⁽¹⁶⁾。

②さて、エスマンやデューギーによってその「直接制」の傾向が指摘され、カレ・ド・マルベールによって、その主権原理が人民主権原理と規定されたことによって、一七九三年憲法は、二〇世紀初頭のフランス憲法学において、一躍、研究意義を承認されることになったようにみえる。このことは、当時の法学博士論文のなかに一七九三年憲法を直接対象としたものが、少なからず出現していることから窺える⁽¹⁷⁾。

そのうち、一九〇三年に、E・コロンベルによって著された『一七九三年憲法とスイスの民主主義⁽¹⁸⁾』では、人民拒否・レフェレンダム・人民発案および罷免権という人民の介入 (intervention populaire) の四つの形態〔エスマンにならって著者が「半代表制」と規定する形態〕が、どのように一七九三年にフランスで構想されスイスに影響を与えたかが検討される。ここでは、一七九三年に発表された多くの憲法草案に照らしてみると、ジロンドンとモンタニヤールの憲法構想に大差はなく、同じ目的・手段をもつものという認識が前提とされる⁽¹⁹⁾。そして、ジロンド草案が人民発案およびその帰結としての人民拒否・罷免権 (立法府の解散および新選挙の施行要求) を、一七九三年憲法が法律と憲法のレフェレンダムおよび人民発案の制度を確立していたことが明らかにされている⁽²⁰⁾。

また、F・ガリーの『一七九三年の諸草案における憲法概念』(一九三二年)においても、ジロンドンとモンタニヤールがともに代表制原理と民主制原理を一致させる目的をもっていたこと、当時の憲法草案が、いずれも、人民主権原理と政治制度を調和させる為に「半代表制」や「半直接制」の諸制度を構想していたことなどが実証的⁽²²⁾

な研究によって明らかになされている。ここでも、大革命当時の用法において、必ずしも国民主権と人民本権との區別が明瞭になされていたわけではなかったことが指摘される。⁽²³⁾

このほか、M・フリディエフによって『一七九三年憲法におけるレフェレンダムの起源』(一九三二年)⁽²⁴⁾が著された他、R・パティクルによって、「一七九三年憲法についての国民投票」(一九〇九—一九一〇年)と題する長編の論文が発表され、⁽²⁵⁾一七九三年憲法の制定過程に現れた諸草案におけるレフェレンダムの構想等について、一次の史料にもとづく実証的研究が行われている。これらの内容については第二章以下でふれることにして、ここでは、以上のような第三共和制期の憲法学の成果においてもなお、「半代表制」「半直接制」と主権原理との理論的關係などについて、理論上不明瞭な点が残存していたことを指摘しておかなければならない。

③これに対して、第四共和制以降の憲法学では、政治形態についての「純代表制」「半代表制」「半直接制」「直接制」という概念区分がほぼ一般化し、主権原理における国民主権原理・人民主権原理の区別との理論的關係も多少とも自覚されるようになる。そして、一七九三年憲法の位置づけとも関連するこの問題については、憲法学の支配的見解の中に以下のような異なる立場を認めることができるであろう。

「i」 「純代表制」から「半代表制」への展開の基礎に国民主権から人民主権への理論的展開を認め、一七九三年憲法を「半直接制」＝人民主権の憲法と解する立場。

(ア) 例えば、M・H・ファーブルは、「半代表制」を、市民は自ら政治的決定を行うことはできないがそれに影響を及ぼすことのできる形態として捉え、その手段として(a)選挙と解散、(b)命令的委任と被選出者の罷免、(c)請願権、(d)諮問的レフェレンダムをあげる。⁽²⁶⁾ファーブルによれば、「半代表制」をもたらした法的理由は、国民主権にかわる人民主権原理⁽²⁷⁾である。また、「半直接制」は、重要事項について例外的に、為政者にかわって市民自身が決定する形態であり、レフェレンダム・人民拒否・人民発案をその手段とするが、原則的には、人民によって選出さ

れた議会によって法律が制定される。しかし、ここでは、「半直接制」の法的基礎については、「半直接制も代議制である範囲で、国民主権に基礎をおくが、直接制である範囲では、人民主権によってしか正当化されえない」と説明される。さらにフランスでは、「半直接制」は、一七九三年憲法・一七九五年憲法における憲法改正のレフェレンダム、一七九三年憲法における法律に関するレフェレンダムと憲法改正の人民発案のほか、帝政下のレフェレンダム(プレビシット)、一九四六年憲法・一九五八年憲法における憲法改正等のレフェレンダム、などの手続きのなかで部分的に採用された、としてその功罪が検討されている。⁽²⁹⁾

(イ) M・ブレロの場合は、一九四六年憲法第三条を継承する一九五八年憲法の主権規定(「La souveraineté nationale appartient au peuple」)〔一般には、「国民の主権は、人民に属する」と解され、その規定の矛盾が指摘される〕を、「国家の主権は、人民に属する」と読むことによって、これを人民主権原理として解釈し、その政治形態を「半直接制」として捉えている。また、フランス革命期のジロンド草案・一七九三年憲法が共に一七九一年憲法とは異なる人民主権原理によって基礎づけられたものと解し、これらにも「半直接制」の位置づけを与えている。ブレロによれば、ルソーが提示した人民主権原理からは「人民による立法の原則」すなわち「直接制」が要請されるが、「一七九三年憲法は、その半分の実現で満足した」のである。⁽³¹⁾ また、彼は、一七九三年憲法について、その左翼運動のプログラムとしての「ドグマティックな」価値に言及している。⁽³²⁾

(ウ) R・カピタンの場合も、「純代表制」から「半直接制」にいたる展開の基礎に、国民主権から人民主権への展開を見出し、一七九三年憲法を「半直接制」の憲法Ⅱ人民主権の憲法と解している。ここでは、「半代表制」の手続きとして(a)意思表明機能をもった選挙、(b)議事・議決の公開、(c)再選、(d)解散が、また、「半直接制」の手続きとしてレフェレンダムが例示され、⁽³³⁾ 第五共和制下において人民の政治参加による民主制が実現されたと解されている。もっとも、「半代表制」は、代表制の変形でなく民主制の変形ではあるがなお不完全なものである、とされ、

レフェレンダムによって特徴づけられる「半直接制」において、より明瞭に、人民主権原理への展開が承認されているようにみえる。⁽³⁵⁾ 一七九三年憲法についても、第五共和制憲法下のレフェレンダムとの関連性が注目されており、「反議会主義 (anti-parlementarisme) の言葉で示されるルソーの思想の神髄が一七九三年憲法に体现された」とも述べられている。⁽³⁶⁾

(d) このほか、憲法学よりむしろ憲法史学というべき多くの著書のなかでは、必ずしもその理論的基礎は明瞭でないにせよ、一七九三年憲法は、フランス憲法史のなかでも典型的な人民主権の憲法Ⅱ「半直接制」の憲法として位置づけられている。⁽³⁶⁾ 一七五八年憲法に至るフランス憲法の展開のなかに国民主権から人民主権への展開と「純代表制」から「半直接制」への展開を認めるこれらの立場からすれば、その限りで、一七九三年憲法も市民憲法としてのフランス憲法史の「粹」から逸脱したものとはならない、と言えるであろう。これに対して、フランス憲法の展開が国民主権から人民主権への理論的展開を伴うものではない、と解する立場では、いづれにせよ、人民主権の憲法として位置づけられる一七九三年憲法は、フランス憲法史の「粹」から逸脱したものとなるであろう。

(ii) 「純代表制」から「半代表制」への展開の基礎に国民主権から人民主権への展開を認めず、一七九三年憲法・一七五八年憲法の「半直接制」をも国民主権原理で説明しながら、一七九三年憲法については、「半直接制」Ⅱ人民主権の憲法と解する立場。

(e) 例えば、G・ウデルは、国民主権と人民主権との理論的区別の帰結として、選挙権の本質とデモクラシーの形態に相違のあることを指摘するなかで、一七九四年憲法の制定者が論争の末に「国民の主権はフランス人民に属する」という主権規定を掲げたが、それは、国民主権の伝統的体系に執着したことを示すものである、という判断を明らかにしている。⁽³⁷⁾ また、主権行使の形態として、直接民主制・代表民主制・半直接民主制の三つをあげ、半直接制の手続き(人民拒否・レフェレンダム・人民発案)は伝統的にフランスには採用されず、わずか一七九三年憲

法の人民拒否、一七九五年憲法のレフェレンダムにその形態がある、とする。一七九六年憲法も極めて限定的にかそれを採用していないことを指摘する。⁽³⁸⁾一方、一七九三年憲法については、ヴェデルは、別の「マルクス主義的デモクラシーの憲法」という章のなかで言及し、ジャコバンのデモクラシーの例として、人民主権原理に基礎づけられた一七九三年モンタニヤール憲法と議会統治制 (Government conventionnel) を掲げている。⁽³⁹⁾

(イ) また、同じような位置づけは、G・ビュルドーにも認められるようである。ビュルドーは、一七八九年以来、フランス公法の基本原理が一七八九年人権宣言第三条の国民主権原理であることを指摘し、不明瞭な主権規定をもった一七九四年憲法と同様、一七九八年憲法の場合も、その制定者達が国民主権の伝統的な解釈に従ったと解している。⁽⁴⁰⁾そして、一八一四年憲章以外の憲法が、すべてこの原則を認めているとする。反面、「フランス公法の伝統的原理を破綻のない一体的なものとみなしてはならない」として、一七九三年憲法が国民主権に對立する人民主権原理の実施の端緒となったことを指摘する。⁽⁴¹⁾また、ビュルドーは、直接制の手続きをレフェレンダム・人民提案・人民拒否に分けて検討するなかで、一七九三年憲法の「人民の諮問 (consultation populaire)」を別とすれば、通常法のレフェレンダムは一七九八年憲法で導入されているにすぎないことを指摘する。⁽⁴²⁾この他、一七九三年憲法について、ルソーに従った憲法、すなわち、主権が個人に分割されているという思想から、普通直接選挙のほか「半直接制」を設立した憲法であるという指摘を行っている。⁽⁴³⁾

(ウ) 上記の二者と同様、必ずしも「半直接制」とその主権原理についての立場が明瞭にされているわけではないが、J・ラフリエールの場合も、一七九三年憲法について「半直接制」＝人民主権の憲法という解釈を示している。ラフリエールによれば、一七九三年憲法では、人民が憲法と法律の制定について自ら主権を行使する人民主権原理が採用され、「半直接制」として、人民が望まない法律を拒否する為に「人民拒否とレフェレンダムを結合した複雑な制度」が確立されていた、とする。⁽⁴⁴⁾ここでは、「半代表制」は、(意思決定に関する)議会の解散・諮問的なレ

フェレンダムの手続き、および（被選出者に代表の監視に関する）命令的委任・罷免の手續きによって實現される形態として理解される。また、「半直接制」では、政治形態は代表制で立法を委ねられた議会が存在するが、重要事項について直接制が適用され、人民拒否・レフェレンダム・人民発案の手續きが採用されることが指摘される。しかし、彼は、フランスでは、「すべての憲法体系の基礎として、一度国民主権原理を承認した以上、この「半直接制」は一七九三年憲法などの例外を除いてほとんど適用されなかった、という」結論は、受け入れられなければならない⁽⁴⁵⁾という見解を提示している。（もっとも、彼の著作は一九四六年憲法下のものであり、一九五八年憲法の「半直接制」についての見解を含まないため、不明な点も残っている。）

(E) これに対して、比較的明瞭に、今日の主権原理を国民主権の方から説明する最近の学説に、C・ルクレルク、B・シャントプらのそれがある。ルクレルクによれば、「人民主権は、フランスでは流布されなかったし、実際に政治権力を基礎づけることもなかった⁽⁴⁶⁾」が、一七九三年憲法、一九四五年の共産党案、一九四六年四月一九日憲法草案などが人民主権原理に基礎をおいていた、とされる。

また、シャントプは、国民主権と人民主権との対立的理解を維持し、（次に述べるような最近の主権論の傾向に反対して）「今日においても、なお、我々がシェイエスの思想〔国民主権—代表制論〕のもとに生きていること」を認識するよう主張している⁽⁴⁷⁾。シャントプによれば、ルソーに由来する人民主権原理では、すべての個人が選挙権をもち、個人的に各法律の投票のためにそれを行使しなければならぬ。そして、この人民主権原理と「半直接制」を確立した一七九三年憲法については、一八四八年（二月革命）と一八七一年（パリ・コミューン）とならば人民の蜂起の成果の一つとして、「自由主義国家に対する反作用——人民政府と独裁」という章のなかで検討している⁽⁴⁸⁾。

④さて、最近のフランス憲法学の傾向として、従来の国民主権と人民主権との区別を忌避し、両者の統合をはかる

うとする立場があることにもふれておかなければならない。例えば、J・カダールは、二つ主権原理の対立を前提的に承認しつつ、両者のジレンマとして「被統治者の主権 (souveraineté des gouvernés)」という概念を設定し、「半代表制」(Democratie semi-representative)の形態をこれによって基礎づけている。⁽⁴⁹⁾ここでは、「直接制・命令的委任・半直接制の諸制度は、本来、人民主権原理に適合的であるとされるが、その実現不可能性等の不都合から、選挙・解散等に基づく「半代表制」が主張される。カダールは、一七九三年憲法については、憲法史の考察のなかでほとんどふれていないばかりか、ルソーの人民主権が影響を及ぼしたこの憲法は、「多くの謬見 (erreurs)」を示している、と指摘している。⁽⁵⁰⁾

以上のように、フランス憲法学においては、第三共和制後期に比較的多くの一七九三年研究が出現したが、その後においては、主権原理・代表原理との関連から、——多くはフランス憲法史上における例外として、——一七九三年憲法に言及しているにとどまっている。また、フランス憲法学における主権理論の動向は、一七九三年憲法の主権原理と代表原理の理解に相違をもたらすのみならず、フランス憲法史上における一七九三年憲法の意義・位置づけの点でも、少なからぬ影響を及ぼしていることが明らかになったと思われる。このことは、次にみるわが国の憲法学の状況においても全く同様である。以上の概観では、主として一七九三年憲法の主権原理に焦点をあててきたが、次にわが国の状況に目を転ずる前に、フランス憲法学の人権 (libertés publiques) 理論における一七九三年憲法の位置づけについて、一瞥しておくことにしよう。

⑤ 最初にふれたように、一七九三年憲法がその人権宣言のなかで平等原則を強調し、社会的な権利を初めて宣言したことは、フランス憲法史上でたえず注目されてきた。

第三共和制期の憲法学では、例えば、デュギーは、一七九三年宣言が平等を権利のなかに数えることで自由に優先させる意図を示し、国家に一定の責務を課したこと、一七九三年の平等は、政治的平等のみならず経済的平等を

も意味し、バブーフがその理論上の到達点となること、などを指摘している。もっとも、一七九三年宣言は所有権をも尊重し、議会の大多数が属するブルジョア階級の財産保護の目的にかなうものであったことは、デュギーも承認している。⁽⁵¹⁾

また、今日の憲法学説では、J・リヴロが、一七九三年憲法においても一七八九年のブルジョア革命の性格が本質的に修正されたわけではないとして、従来の評価に批判的であることが注目される。すなわち『自由の宣言』である一七八九年宣言に対して、ジャコバン宣言は、すでに社会主義の色彩を帯びた『平等の宣言』であるか⁽⁵²⁾という自らの設問に対して、リヴロは、一七九三年宣言の平等が、何ら事実上の平等を意味しない権利の平等にすぎず、一七八九年と同じものであることを指摘し、「一七九三年の規定のなかに一七八九年のそれと本質的に異なった着想 (inspiration) を見出そうとすることは、原文をねじ曲げることになろう」とのべて、一七八九年宣言から一七九五年宣言までの継続性を強調していることが注目される。

このほか、C・A・コリアールにおいても、一七八九年人権宣言以来の人権の展開のなかで一七九三年宣言の掲げた諸権利が分析され、一七九三年宣言とシロンド草案との近似性が指摘されている。両者の相違は、王政に対する抵抗権や権利保障の諸規定に現れているとして、平等や所有権の保障については、リヴロの場合と同趣旨の指摘が認められる。⁽⁵³⁾一七九三年人権宣言についてのこれらの分析については、後の検討の中であらためて論じることにしてしよう。

(1) 第三共和制期の憲法学説については、高橋和之「フランス憲法学説史研究序説一〇五完」国家学会雑誌八五巻一・二頁一頁以下、三・四号六五頁以下、五・六号七七頁以下、七・八号六七頁以下、九・一〇号一頁以下、同「現代フランス代表民主政論の源流一〇三完」法学志林七九巻四号一頁以下、八〇巻一・二号三頁以下、三・四号五七頁以下参照。

(2) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel*, 1896, p. 151; *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 7e éd., 1921, p. 284.

- (3) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 1921, pp. 402 et s. エスマンは「民主権」原理が代表制と適合するか否かの問題について、否定的に解するルソンの論理を検討した結果、このような結論に到達する。ここでは、ルソンの主権原理も直接制さえも「国民主権」の枠内で捉えられ、カレ・ド・マルベールのように「人民主権」との峻別が明示されていない。しかし、エスマンも、ルソンの主権原理を「分割主権」論であるとして排斥している (*ibid.*, pp. 286 et s.)。
- (4) A. Esmein, *Précis élémentaire de l'histoire du droit français de 1798 à 1814*, 1911, p. 50.
- (5) *ibid.*, pp. 44 et s.
- (6) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 1921, pp. 444 et s.
- (7) R. Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, t. II, 1922, pp. 199 et s.
- (8) *ibid.*, p. 207. カレ・ド・マルベールは「このような二つの帰結（命令的委任と人民による法律の批准）について詳しい検討を行っている。特に前者にかんして第三共和制期に提示された、議員を委任者とする *mandat législatif* などの理論には矛盾があることを指摘している点が注目される (*ibid.*, pp. 209 et s.)」。
- (9) *ibid.*, p. 262.
- (10) *ibid.*, p. 262, note (15). 一七九三年憲法についての指摘は(注)の中にとりまわっている。
- (11) R. Carré de Malberg, *La Loi, expression de la volonté générale*, 1931, p. 215.
- (12) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. II, 3e éd. 1928, pp. 638 et s.
- (13) *ibid.*, p. 583. フランス憲法学における選挙権論の展開については、別稿ですべてに検討しているため、ここでは、立ち入ることは避ける。拙稿「フランス革命期の選挙権論」『一橋論叢』七八巻六号（一九七七年）五四頁以下、「フランスにおける選挙権論の展開一〜三完」『法律時報』五二巻四号一〇八頁以下、五二巻五号九七頁以下、五二巻六号六五頁以下（一九八〇年）を参照されたい。
- (14) *ibid.*, pp. 618 et s.
- (15) *ibid.*, pp. 626—627.
- (16) *ibid.*, p. 627. チェギーの定義では、「法律が議会で採択されて法律の効力を与えられたのち、憲法で定める一定の期間内に一定の者の発案によって、人民が直接にその法律の執行の可否について諮問されうる」制度で

あり、これは「任意的ノンホンダム (référéndum facultatif)」、「諮問的ノンホンダム (référéndum consultatif)」と同視される。(ibid., p. 619). ユルネーは「一七九三年憲法では、議会が法案を制定するときにのみこの種の人民拒否が認められる」とする。(G. Burdeau, *Traité de science politique*, t. V, 1970, p. 259).

- (17) E. Colombei, *La constitution de 1973 et la démocratie Suisse*, Thèse de Droit 1930; U. Costes, *Le pouvoir législatif dans la Constitution de 1793*, Thèse de Droit, 1909; M. Friedieff, *Les origines du référendum dans la Constitution de 1793*, Thèse de Droit, 1931; F. Galy, *La notion de Constitution dans les projets de 1793*, Thèse de Droit, 1932 及び 1933. このほか、著者は参照すべきに以下の通り、Lecallier, *La Constitution de 1793 et la Science sociale*, Thèse de Droit, 1898; Gasmier-Duparc, *La Constitution girondine de 1793*, Thèse de Droit, 1903 及び 1904。

- (18) E. Colombei, *op. cit.*, pp. 9 et s. (*Bibliothèque Nationale*, 8° F14729). この点は、四つの形態は「各々以下のように定義される。①人民拒否＝法律の施行に反対する権能が人民に帰属する。憲法で定められた一定期間内に、一定数の市民が、立法議会で採択された法律に反対を宣言した時、この法律は、人民投票にかけられ、承認または否認される。②ノンホンダム＝新しい法律を裁可(承認もしくは否認)する選挙人団の権能。任意的あるいは義務的に行使される。ノンホンダム以前は、法律は草案に過ぎない。③人民発案＝憲法改正・現行法の修正・新法の制定を要求する人民権能。④罷免権＝立法院の解任 (renvoi) と新選挙を要求する人民の権能。(以上については、エスマンの見解が参照されるべきである)。

- (19) *ibid.*, pp. 58 et 61.
(20) *ibid.*, pp. 61 et s.
(21) F. Galy, *op. cit.*, p. 31. (B. N. 4° Le^s 348)
(22) *ibid.*, pp. 97 et s.
(23) *ibid.*, p. 19.
(24) M. Friedieff, *Les origines du référendum dans la Constitution de 1793*, 1932, <P. U. F.>
(25) R. Baricte, "Le plébiscite sur la Constitution de 1793," *Revue de la Révolution française*, 1909—1910.
(26) M.-H. Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 1967, 219 et s.

- (27) *ibid.*, p. 223.
- (28) *ibid.*, p. 233.
- (29) *ibid.*, pp. 233 et s. このような叙述からすれば、「半直接制」→人民主権の憲法として一元的に規定することには、若干の留保が必要であるようにも思われる。この点では、一七九五年憲法、帝政期憲法等も「半直接制」の例として掲げられてゐるほか、一九四六年憲法第三條の主権規定の解釈（国民概念と人民主権概念の同化とみる）からしても、その人民主権原理の内に包摂してやうな検討の余地があるようにもみえるからである。cf. *ibid.*, p. 217.
- (30) M. Prélot, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 5e éd., 1972, pp. 649 et s.
- (31) *ibid.*, p. 385.
- (32) *ibid.*, pp. 339 et s.
- (33) R. Capitant, *Démocratie et participation politique*, 1972, pp. 50 et s.
- (34) *ibid.*, pp. 156 et s.
- (35) R. Capitant, *Écrits constitutionnels*, 1982, p. 276.
- (36) M. Deslandres, *op. cit.*, t. 1, 1932, pp. 276 et s., (Reprint, 1977, pp. 276 et s.); J.-J. Chevallier, *op. cit.*, p. 76 et s. M. Jallut, *Histoire constitutionnelle de la France*, t. 1, 1956, pp. 163 et s.; C. Debbsch et J. M. Portier, *Les Constitutions de la France*, 1983, pp. 41—43, etc.
- (37) G. Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, 1949, p. 132.
- (38) *ibid.*, pp. 136 et s.
- (39) *ibid.*, p. 195.
- (40) G. Burdeau, *Traité de science politique*, 2e éd., t. VI, 1971, pp. 48—49, note (108). cf. G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 5e éd., 1972, p. 122.
- (41) G. Burdeau, *Traité de science politique*, t. VI, 1971, pp. 50—51.
- (42) G. Burdeau, *op. cit.*, t. V, 1970, pp. 250 et s., ヴェルダンに於ては、一九五八年憲法のレンフェンダムとブレシエントの問題がより重大な関心事となつてゐるが、ここでは立ち入ることが出来ない。別稿に委ねることにする。一七九三年憲法の立法手続きが人民拒否ではなく、レンフェンダムであると解することについては、前出（注16）を。

参照。

- (43) G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 1972, pp. 279 et s.
- (44) J. Lalrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd., 1947, pp. 90 et s.
- (45) *ibid.*, p. 453.
- (46) Cl. Leclercq, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 2^e éd., 1977, pp. 42 et s.
- (47) B. Chateaubout, *Droit constitutionnel et science politique*, 1978, p. 96.
- (48) *ibid.*, pp. 176 et s.
- (49) J. Cadard, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 2^e éd., t. I, 1979, pp. 167 et s.
- (50) *ibid.*, pp. 169.
- (51) 同じく「一九五八年憲法の主権原理を、国民主権と人民主権とのシンターゼと解する見解はルンヘールにも認められ、F. Luchaire et G. Conac, *La constitution de la République française, Analyses et commentaires*, t. I, 1979, pp. 100 et s.; R. Barrillon et al., *Dictionnaire de la Constitution*, 3^e éd., 1976, pp. 401 et s.
- (52) L. Duguit, *op. cit.*, t. III, 3^e éd., 1930, pp. 627—638, pp. 654—662.
- (53) J. Rivero, *Les libertés publiques*, t. I, 1973, p. 64.
- (54) C.-A. Colliard, *Libertés publiques*, 4^e éd., 1972, pp. 55 et s.

(b) わが国の場合

①わが国の憲法学および憲法史学においても、フランス革命期の憲法、とりわけ一七九三年憲法は、民主的・急進的内容をもった憲法（「ジャコバン憲法」）として、従来から検討の対象になってきた⁽¹⁾。

一九五三年に著された長谷川正安教授の『フランス革命と憲法』では、フランス憲法史の研究に歴史的・階級的視野が導入され、経済史学の研究成果を踏まえた実証的な検討が行われた⁽²⁾、といえる。ここでは、一七九三年の時期は、「大革命のもつとも重要な時期」⁽³⁾、「ブルジョア革命」の進歩性と限界を、古典的な形でしめしてくれている

時期」であるとされ、革命の最も重要な憲法問題を一七九三年の二つの憲法のなから汲み取ることが企図される⁽³⁾。そして分析の結果、ジロンド憲法とジャコバン憲法はともに人民主権原理にたつて直接民主制の手続きを構築していたが、主権の行使者と実現形態において、ジャコバン憲法の進歩性が認められること、ジロンド宣言とロベスピエール宣言案との妥協的産物としてのジャコバン憲法の人権宣言は、ジャコバンの小市民性・小市民的急進性(小ブル的急進性)を示していたこと、などが指摘されている。総じて、ジャコバン・モンターニエの「小ブル的弱さ」「ブルジョアの的な制約」が明らかにされたことが注目されるであろう⁽⁴⁾。

その後の研究では、一七九三年憲法の人権原理に関するものはあまり多くない。なかでは、一七八九年人権宣言に関する稲本洋之助教授の研究で、一七九三憲法の所有原理のブルジョアのな限界についてふれられていることが注目される⁽⁵⁾。ここでは、モンタニヤール権利宣言は「総じて、ジロンド権利宣言のモンタニヤールの改良の産物⁽⁶⁾」と解され、一七八九年人権宣言からこの宣言に至るまで、一貫してシェイエスの自然権的所有権規定に依拠した経済的自由原則が支配していたことが指摘される。この点では、ジロンドンとモンタニヤール両宣言の間に本質的対立はなく、むしろロベスピエール草案とこれらとの間にこそ、基本的人権の思想体系における対立が存在した⁽⁷⁾ことなどが明らかにされている。

②これに対して、一七九三年憲法の主権原理については、それぞれ異なる方法論にたつてこれを直接の検討対象とする高野真澄教授・柳春生教授らの一連の研究が存在する⁽⁸⁾。

高野教授は、「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」(一九六七年)のなかで、二つの憲法を統一的に「九三年の共和制的憲法体制」として捉え、「九一年の立憲君主制的憲法体制」と対比しつつその特色と限界を明らかにすることを企図されている⁽⁹⁾。ここでは、ジャコバン憲法は「ジロンド憲法の修正版」として理解され、両憲法の人権原理・主権原理の間に本質的(階級的)差異は見出されていない。その「人民主権」の構造

も、シロンド憲法案を押し進めて「更に、人民優位の民主的絶対主義体制の強化」が企てられ、「濃厚な人民民主的性格」を帯びたもの、とされる。そして、人民主権原理の実効化の手段として、直接・普通選挙、「立法院に対する国民意思の直接的且つ有効的制肘」、「立法院の行政府に対する優位」、「半直接民主制」の諸制度が構想されたとして、両憲法に、人民主権・「半直接制」の憲法という位置づけが与えられている。

また、一九七〇年に著された『シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想』再論』では、ジャコバン憲法を単にシロンド案の延長として捉えるのではなく、「シロンド派の穩健主義を超越しようとした徹底したルソー主義者ロベスピエール (Maximilien Robespierre) の憲法思想に導かれて成った」として、両者間の差異・相剋に注目されている。⁽²⁹⁾

この論文では、特にロベスピエールの憲法思想が重視され、命令的委任論等について彼の主張をもとに一九九三年憲法の特徴が検討されている。しかし、本稿では、後にみるように、一九九三年憲法に採用された諸原理とロベスピエール個人の憲法原理を区別することこそ必要であると考えている。高野教授も「(ロベスピエールの意図に反する) 命令的委任の不徹底の一面に、われわれはジャコバンの共和政体のもつ限界を見出すことができるように思われる」と述べられるとおり、憲法案審議過程におけるロベスピエール案等の排斥の事実こそ、一九九三年憲法の限界を示すものといえる。「その実証的検討は、本稿の第一章以下でおこなっている。」

いずれにせよ、高野教授にあっては、フランス憲法史における代表制の展開に関する憲法理論的検討の一貫として、フランス革命期以降の諸憲法が取り上げられている。そして、人民主権・「半直接制」にもとづく一九九三年の憲法は、国民主権・代表委任論を基調とするフランス憲法下の代表民主制の展開のなかでは、例外的な位置づけしか得られないものとされているようである。⁽³⁰⁾

一方、柳教授は、単なるブルジョア革命にとどまらず「人民革命としての強い特質をもつ」フランス革命期の憲

法における人民主権思想について、「マルクス主義国家論研究の前提」として詳細な検討を試みられている。「フランス大革命の憲法における人民主権の問題」(『法政研究』三四巻五〇一頁以下、一九六八年)、「フランス大革命におけるジャコバン主義の本質について」(同三六巻四四七頁以下、一九七〇年)、「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開」(同三九巻一九頁以下、一九七三年)、「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開」(同四〇巻一一三頁以下、一九七四年)その他の一連の論文のなかで、「一七九一年憲法から一七九三年憲法を貫く人民主権の問題」が検討されている。

ここでは、まず、一七九一年憲法で確立された国民主権が、人民主権と異質の原理ではなく、「国民主権も広義における人民主権に属する」という見解が前提とされている⁽¹³⁾。また、「人民主権の理念をつらぬいた」一七九三年憲法は、「革命的ブルジョアジーたるジャコバンとサン＝キュロットとの同盟としての人民権力に、対応する」ものとされる。この憲法は、「フランス革命における民主主義精神の象徴」であり、「市民法型憲法の範疇に属する」とはいえ、その「人民主権の理念は、一八七一年パリ・コミューン、一九一八年ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法をつらぬく系譜となっている」ことが指摘される⁽¹⁴⁾。そして、「一七九三年憲法における主権行使は、議会制ではなく、半直接民主制と規定され」⁽¹⁵⁾、この憲法が権力分立原則にもとづいていないことが明らかにされる。

以上のような見解は、一七九三年憲法の人民主権原理を人民の政治権力奪取に対応するものとしてディナミックに分析する点で注目されるが、反面、柳教授も指摘される「一七九三年憲法のブルジョアの本質」との相剋、市民憲法原理の限界の問題について、なお、検討の余地があるように思われる。また、一七九一年憲法から一七九三年憲法を貫くとされる「人民主権」原理の理解、およびその前提としての主権概念・主権原理等の理解について、なお不明な点が少ない。これについては、国民主権と人民主権との異質性の問題等について柳教授から異論を提

示された杉原教授から、反批判がよせられている。⁽¹⁶⁾

③さて、杉原泰雄教授においては、『国民主権の研究』（一九七一年）、『人民主権の史的展開』（一九七八年）、『国民主権の史的展開（一）』（一九八三年）等の一連の研究において、フランス憲法史における「国民主権と代表制」の成立と展開、および民衆の憲法原理としての「人民主権」の成立と展開が検討されてきた。それは、フランス革命の構造についての歴史学界の通説的見解（高橋説）、「半代表制」とその基礎となる主権原理をめぐるフランス憲法学界の支配的見解、および日本国憲法下の主権原理をめぐる憲学法学界の通説的見解に対して疑問を呈することから出発した、問題提起的な研究であるといえる。それだけに、今日なお、わが国の歴史学界や憲法学界において、さまざまな議論をよび、次に掲げるような多くの問題に関して論争が継続中である。

すなわち、(a)フランス革命の構造をめぐる高橋説、とりわけ、「二つの体系」論における一七九一年憲法・一七九三年憲法の位置づけと各々の歴史的担い手の問題、(b)一七八九年人権宣言における主権原理の理解（国民主権か人民主権か）、(c)ジャコバン独裁の構造および革命政府・革命独裁の意義をめぐる問題、(d)主権と所有、人民主権と社会主義の理論的關係の問題（人民主権原理は不可避的に社会主義と結合するか）、(e)主権概念・主権原理の理解（主権≡国家権力か憲法制定権か、主権原理≡法原理か政治原理か、国家権力の帰属を定める原理か権力の正当性の帰属を定める原理か）、(f)国民主権・人民主権と理論上結合する統治形態の問題、(g)「半代表制」・「半直接制」およびその基礎となる主権原理の理解（人民主権か国民主権か）、フランス第四・第五共和制の代表制と主権原理の理解（「半直接制」→人民主権か、「半直接制」→国民主権か）、(h)日本国憲法の主権原理の（認識論・解釈論上の）理解（国民主権か人民主権か）、(i)日本国憲法下の代表制の理解（「半代表制」か否か）、などがその主な論点である。⁽¹⁷⁾

これらの諸論点については、本稿で逐一検討することが不可能であるばかりか、それは、本稿の直接の課題ではない。これらのうち、一七九三年憲法の歴史的・憲法史的位置づけとその主権原理の理解に関連する範囲で、杉原教授によって指摘された論点の概要を見ておくことにしよう。

(i) まず、杉原教授においては、フランス革命の構造に関連して高橋教授によって示唆された「封建的土地貴族
 ↓ 前期的資本家層 ↓ モナルシアン ↓ フイアン ↓ シロンダン ↓ 非西ヨーロッパ型一七九一年憲法、産業資本革命層 ↓
 モンタニヤール ↓ ジャコバン ↓ 西ヨーロッパ型一七九三年憲法」という図式による限り、「市民革命と市民憲法の
 関係を合理的に説明することができなくなる」という問題点が示される。高橋説のいう「西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法」が国民主権・権力分立・自由権を中心とする基本的人権保障を基本原理とする典型的な市民憲法を意味しているのであれば、一七九一年憲法こそ「西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法」と規定されざるをえないからである。⁽¹⁸⁾

(ii) また、モンタニヤール ↓ ジャコバンが小ブルジョアジー ↓ サン・キュロット層の利害を代表する地位にあつたとする高橋教授の見解では、両者間の「国家権力の帰属 ↓ 主権原理の問題」についての対立を合理的に説明することはできない。モンタニヤール ↓ ジャコバンは、サン・キュロット ↓ 民衆の要求する「人民主権」の樹立と実施についてたえず消極的だったのであり、一七九三年憲法における「人民主権」の容認は、一時的・消極的かつ十分なものであった。「非民主的」なモンタニヤール ↓ ジャコバンが「人民主権」を一応採用したことは、「民衆革命の高揚とせまってくる内外の反革命に対処するための必要性との故に、彼らの意に反して行なった一時的譲歩と説明されるのが妥当だと思われる」。ブルジョアジーにとっては、民衆との共闘は、「やむをえない幕間狂言にすぎなかった」とするソブールの指摘等が注目される。⁽¹⁹⁾

(iii) 「(ii)にもかかわらず」一七九三年憲法は、「とうてい市民憲法の典型となりうるものではない」。「かりに一

七九三年憲法を市民憲法のカテゴリーに入れるとしても、そこにおける国家意思の決定と執行の機構は、全く例外的なものだからである。そして、「その全くの例外性からすれば、一七九三年憲法は、少なくとも主権原理に関する限り、市民憲法の限界を超えており、そこで採用されている『人民主権』は、市民憲法原理としての『国民主権』とは異質のものとみなす方が遙かに適切だと思われる」⁽²⁰⁾。

それ故、「市民憲法原理としての国民主権」の基本構造を一七九一年憲法によってでなく、一七九三年憲法によって解明されるべきだとする異論は、支持することができない。「一七九三年憲法の採用する『人民主権』は、市民憲法原理としての『国民主権』とは異質のものであり、それを分析しても市民憲法原理としての『国民主権』の構造は解明されない」⁽²¹⁾からである。

また、一七九三年憲法は、民主主義的・自由主義的憲法ではあるが、「『西ヨーロッパ型』とはいえない」。「立法における人民決定の原則を中核とする『人民主権』の憲法はその後においてもいわゆる市民国家には存在しない」。「一七九三年憲法は、『自由主義的・民主主義的ではあっても、まさにその民主性の故に『西ヨーロッパ型』市民憲法の限界を越えてしまっている」⁽²²⁾。

(iv) 一七九三年憲法における「人民主権」の特色は、主権の「人民」(市民の総体)への帰属、(人民拒否と命令的委任の「二つの方法をとって行なわれるものであるかのようにみえる」)「人民による立法」、人民による憲法改正、権力の集中、男子普通選挙、にある。「一七九三年憲法の『人民による立法』は必ずしも充全なものとはいえず、種々の留保はあるにしても」。「国家意思の決定と執行の制度に関する限り、原則としてルソーの『社会契約論』の系譜に属するもの」であり、「このような人民優位の制度は、他の市民憲法にはみられないものである。立法について人民決定の『原則』を採用している市民憲法は全く存在しない」⁽²³⁾。これに対して、シロンド憲法草案は、命令的委任と人民投票の制度のいずれもが「法律制定の原則としては確立されていない」等々の理由から、これを

「人民主権」の憲法と規定することには、問題がある。⁽²⁴⁾

(v) フランス憲法史における国民主権の史的展開をみる場合、「人民主権」にもとづく一七九三年憲法と、「君主主権」にもとづく一八一四年憲章だけが、「純粹代表制」段階における逸脱⁽²⁵⁾である。また、一九五八年憲法にいたる国民代表制の展開（「純粹代表制」↓「半代表制」↓「半直接制」）は、いずれもその基礎に国民主権原理をもち、人民主権への質的転換を認めることはできない。

以上に要約した杉原教授の見解は、カレ・ド・マルベールの精緻な主権理論と、大革命期から現代を見通す一貫した歴史的考察によって基礎づけられた堅固なものである。しかし、それでもなお、一七九三年憲法については、その複雑な歴史的 성격に関連したいくつかの問題が残されているように思われる。たとえば、一七九三年憲法の担い手・そのブルジョアの本質と人民主権採用の必然性の問題、その人民主権の実態と法理論上のメルクマール（必要十分条件）との関係、これに関連してシロンド憲法草案の主権原理の認識の問題、さらに実証的検討を要するものとして、一七九三年憲法における命令的委任制度および議員に対する拘束手段の有無の問題、などである。また、杉原教授にあっては、「半直接制」は第四・五共和制の歴史段階（国家独占資本主義段階）に対応するものとされるためか、一七九三年憲法下の代表制を「半直接制」と規定することは、（フランス憲法学における多数の見解に反して）なされていない。「半代表制」・「半直接制」の憲法は、（未だ人民主権には至らず）なお国民主権を基礎にもつ国民主権の憲法であると解される以上、これとは異なって人民主権の憲法と規定される一七九三年憲法は、「半直接制」でなく「直接制」の憲法と解することになるのであろう。しかし、この点も、（後にみる一七九三年憲法下の代表制の実態からして、また、一つの憲法に一元的・択一的な性格規定を与えることの是非にも関連して）若干気になる点である。さらに、一七九三年憲法は、「主権原理に関する限り、市民憲法の限界を超えている」と解する場合も、所有原理におけるブルジョア性との関係、（市民憲法の典型性と限界を論じる際の、主権・人権兩

原理の相剋の処理の問題)がなお課題として残っていることにも、留意したい。

④ところで、わが国の憲法学界では、主権原理をめぐって幾多の論争が存在することは既に述べた。そのうち、特に、一九七〇年代主権論争とも称されてきた杉原教授と樋口陽一教授との見解の対立には、一九九三年憲法の位置づけに関するものも含まれている。先にあげた諸論点のうち、フランス憲法に関連する諸点(例えば、(a)・(e)・f)・(g)についての見解の相違は、必然的に、一九九三年憲法の主権原理・代表原理とそのフランス憲法史上での位置づけに関する理解の相違をもたらすからである。

樋口教授においては、フランス革命の構造について、通説としての高橋説に依拠される結果、一九九三年憲法は、(市民憲法の限界をこえたものではなく)、「(一九九三年憲法こそが)ブルジョワ革命の課題を最も徹底的に追求するもの」であると位置づけられ、次のように指摘される。

(1) フランス革命の経過のなかでの一九九一年憲法と一九九三年憲法は、後者が「下からの革命」に対応するものであったのに対して、「一九九一年憲法は、そのような『下からの革命』をおさえこもうとする『上からの改革』に対応する歴史的性格を持ったものであった」⁽²⁶⁾。もとより、フランス革命は「産業資本↓下からの革命」↓自由主義的立憲主義、前期的資本↓『上からの改革』↓外見的立憲主義、という』對抗的な二つの型が革命の過程のなかで激突した典型例」であり、『上からの改革』に対応する一九九一年憲法が、『下からの革命』に対応する一九九三年憲法によって粉碎され、自由主義的立憲主義への方向が決定づけられたのである」⁽²⁷⁾。

(ii) 「にもかかわらず、——あるいは、まさにそれゆえ——、後代において、一九九三年憲法は「現状批判的運動のシンボル」となり、一九九一年憲法は、「全体として『西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法』あるいはブルジョワ的憲法」近代立憲主義の綱領的シンボル」となった⁽²⁸⁾。

(iii) 但し、一九九一年憲法に含まれていた憲法的フォーミュラのすべてが、そのまま「西ヨーロッパ型」憲法に

継承されたわけではない。例えば、「近代立憲主義確立期の『西ヨーロッパ型』憲法の主権原理は、……実は *souveraineté nationale* ではなく *souveraineté populaire* すなわち、『議員や政府を、少なくともたてまえ上は選挙人団の監視のもとにおく』主権原理……となつてゆくのであり、普通選挙制が一般化してゆく点とともに、むしろ、一七九一年憲法の原理が次第に否定され、一七九三年憲法の原理が、たてまえとしては承認されるようになってきている⁽²⁹⁾。こうして、一七九三年憲法の *people* 主権は、「いったん舞台から姿を消し」ながらも、「のちの、近代立憲主義確立の段階で、すなわち、消極国家に対応する近代憲法の原理体系のなかで、定着」する⁽³⁰⁾。

(iv) したがって、フランスでは、近代立憲主義が確立する第三共和制憲法の運用過程において、*people* 主権のたてまえが定着し、第五共和制憲法でも *people* 主権が採用される。また、普通選挙制度等の導入にともなう「半代表制」への展開は、このような *nation* 主権から *people* 主権への、主権原理の展開に対応する⁽³¹⁾。

以上の見解についても、一七九三年憲法に関連する範囲内において、いくつかの課題・疑問を提示することができよう。まず、革命の構造についての高橋説が前提的に承認され、一七九三年憲法の担い手や制定過程についての実証的検討が捨象された結果、その歴史的 성격、ブルジョアの本質と限界の問題が必ずしも明らかにされているわけではない、ことである。そのため、近代立憲主義確立の段階で定着したとする「自由主義的立憲主義」の具体的内包と一七九三年憲法原理との異同の問題にも、なお不明な点が認められる。ここでは、第三共和制以降定着したとされるのは、あくまで *people* 主権の「たてまえ」なのであり、一七九三年憲法が採用した人民投票等の手続きであったわけではないことも、確認しておかなければならない。と同時に、「半代表制」「*people* 主権」の成立要件(いわゆる「制度論的内包」)の問題も、杉原教授の場合と同様、問題にせざるをえないであろう。普通選挙制度、解散制度、人民発案ないし人民投票制度など、樋口教授によって例示された「半代表制」の諸標識(= *people* 主権の実現形態)⁽³²⁾からすれば、おそらく、高橋説の帰結とは反対に、シロンド憲法草案にも、一七九三年憲法同様、

people主権の憲法という規定を与えなければならぬのではないだろうか。

⑤ さて、以上に概観したところから、フランスおよびわが国の憲法学界では、歴史学におけるフランス革命の構造論の対立、および、憲法学における主権原理についての理解の相違を反映して、一七九三年憲法をはじめとするフランス革命期憲法の原理とその憲法史的位づけについて、さまざまな見解の対立があることが明らかにされた。とくに、一七九三年憲法の主権原理については、杉原教授と樋口教授との対立のなかに、多くの論点が含まれていることが注目された。

そして、本稿が、歴史学及び憲法学の研究成果をふまえた総合的・実証的検討を企図している一七九三年憲法には、今日なお、その歴史的性格・担い手、憲法原理のブルジョア的な本質と限界（逸脱部分の本質）の問題、人民主権原理の規範論理的なメルクマール、主権原理と人権原理（特に所有原理）との相剋の問題、その他の解明され尽くしていない多くの疑問・課題があることも明らかになったと思われる。

しかし、現時点では、これらの複雑な諸課題のすべてに對して、最終的な解答を提示しうる能力は筆者にはない。本稿では、すでに明らかにした研究目的と方法にそって、一七九三年における他の憲法原理（ジロンド派・ロベスピエール・ジャコバン派・アンラジュエ民衆の憲法原理）との比較検討を基調としつつ、次章以降の検討のなかで、可能な限り、これらの問題に言及してゆくこととしたい。

(1) 戦前・戦後初期の憲法学において、フランス革命期憲法の研究は数少ない。

中では、宮沢俊義「国民代表の概念」『公法学の諸問題』（一九三四年）〔後に『憲法の原理』（一九六七年）一八五頁以下所収〕、美濃部達吉『議會制度論』（一九四六年）三二頁以下、清宮四郎『権力分立の研究』（一九五二年）二〇五頁以下、などが主なものであろう。一七九三年憲法については、憲法史研究の一貫として、鈴木安蔵『憲法の歴史的研究』（一九三三年）二〇―二二頁で検討されている。また、同、『比較憲法史』（一九五一年）のなかで、一七九三年憲法が「革命的民主主義憲法」「近代社会初期におけるブルジョア民主主義憲法として、ほぼその極限におよんだもの」

- (1) 二一六頁・二二五頁)、として叙述されていることも注目される。
- (2) 長谷川正安『フランス革命と憲法(上)(下)』、『法律学体系・第二部、法学理論篇一』(一九五三年)参照。
このほか、長谷川『フランス憲法の発展と特質』(一九五二年)、一七九五年憲法については、長谷川「テルミドール反動と九五年憲法」戸沢鉄彦遺稿記念論文集『ブルジョア革命の研究』(一九五四年)二〇五頁以下がある。
- (3) 長谷川『フランス革命と憲法(下)』九頁。
- (4) 長谷川『フランス革命と憲法(下)』四〇頁以下、特に八二頁・八七頁・九八頁参照。
- (5) 稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利宣言』」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』第三卷(一九六八年)八七頁以下参照。
- (6) 稲本前掲論文、一三三頁。
- (7) この他、フランスにおける社会権法理の形成に関する中村睦男教授の研究においても、従来から一七九三年憲法の平等主義と社会権の萌芽が強調されてきたのに比して、むしろ、フランス革命の「個人主義的・自由主義的法原則」の一貫性が指摘されているようにみえる点が注目される。「中村睦男『社会権法理の形成』(一九七三年)参照。例えば、五四頁以下において、一七九三年憲法で「公的救済」に対する国家の義務が「より明確にされた」ことが指摘されるが、一七九一年憲法下のそれと異質なものは捉えられていないようである。」もっとも、これらの研究は、一七九三年憲法を直接の検討対象とするものではないため、必ずしも、その位置づけが明確にされていないとしても、それは止むを得ないであろう。
- (8) この他、フランス革命期憲法の主権権思想について重要な指摘を含むものとして、樋口謹一教授の一連の研究、「フランス革命憲法における主権思想」『同志社法学』四五号(一九五七年)一頁以下、「フランス革命における半直接民主制」『同志社法学』五五号(一九五九年)一頁以下、「権力機構」桑原編『ブルジョア革命の研究』(一九五九年)九六頁以下、がある。ここでは、一七九一年のフワイヤン派、一七九三年のシロンダン・モンタニヤール派、一七九五年のテルミドール派が構想した主権原理が、各々、国民主権、人民主権、市民主権として論じられている。
- (9) 高野真澄「シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」『尾道短期大学紀要』一六集(一九六七年)三三頁―七〇頁。
- (10) 高野「シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論』『奈良教育大学紀要』一九卷一号(一九七

〇年)一一一頁以下。

- (11) 高野前掲論文(「再論」)一二〇頁。
- (12) 高野教授のフランスの代表制についての研究は、「フランス憲法における代表民主制の展開」『尾道短期大学紀要』一五集(一九六六年)一頁―八七頁。「フランス代表民主制の現代的展開(1)(2)」『奈良教育大学紀要』二四卷一号(一九七五年)七七頁以下・同二五卷一号(一九七六年)七九頁以下参照。とくに後者では、(後にみる杉原教授の見解を支持することによって)現代フランスの「半代表制」の基礎に人民主権原理を見出す諸学説に対して批判的な見解が示されている。(フランス代表民主制の現代的展開(2))八一頁以下参照。)
- (13) 柳春生「一七九一年憲法における人民主権思想の展開」『法政研究』三九卷二―四号、二〇〇頁。また、「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(二)」『法政研究』四〇卷一号、一一六頁以下において、人民主権権を国民主権とは異質の概念であるとする杉原教授の見解を「氏独自の見解である」として、異議が唱えられている。
- (14) 柳「一七九一年憲法における人民主権思想の展開」一九九頁。一七九三年憲法については、「フランス大革命の憲法における人民主権の問題」『法政研究』三四卷五―六号、五一七頁以下も参照。
- (15) 柳「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(二)」一三四頁。
- (16) 杉原泰雄『人民主権の史的展開』二五頁―二八頁。
- (17) これらの諸論点に関する論争、あるいは、杉原説に対する異議・反論等については、ここでは逐一紹介することはできないが、論点(a)についての遠藤輝明教授の反論、論点(b)・(f)に関する岡本明・渡辺良二助教授、柳教授からの批判、等は、杉原前掲書(『人民主権の史的展開』二〇頁(注9)、二四頁(注17))で取り上げられている。また、論点(e)・(i)の主権原理・代表原理に関するものは、杉原「最近の国民主権論争とその課題」『月刊法学教室』一九八二年五月号・九月号、「現代議会政と国民代表の原理」『法律時報』一九七七年一月号・四月号、(いずれも『国民主権と国民代表制』所収)のなかで論じられているため、これらを参照されたい。このほか、論点(c)・(d)に関して、筆者が念頭においているのは、隅野隆徳「書評・杉原泰雄『人民主権の史的展開』」『歴史学研究』四八九号、岩本勲「パプーアの独裁論・覚え書き―杉原教授のご批判に寄せて」『フランスにおける革命思想・増補版』(一九八〇年)、等である。
- (18) 杉原『国民主権の研究』六五頁。
- (19) 杉原『国民主権の研究』六一頁―六四頁。

- (20) 杉原 『国民主権の研究』二八〇頁。
- (21) 杉原 『国民主権の研究』二七四頁。
- (22) 杉原 『国民主権の研究』六六頁。
- (23) 杉原 『国民主権の研究』二八〇頁。
- (24) 杉原 『国民主権の研究』二九〇―二九四頁。
- (25) 杉原 『国民主権の史的展開(6)』、『法律時報』五四卷六号、六五頁以下参照。なお、「半代表制」・「半直接制」の基礎に国民主権原理をもつことについては、同「国民主権の史的展開(1)〜(18)完」、『法律時報』五四卷一号〜五五卷七号)のほか、「いわゆる『半代表制』(Le gouvernement semi-représentatif)の構造について」(『一橋論叢』一九七一年一月号)、『国民主権と国民代表制』所収)などを参照。
- (26) 樋口 『近代立憲主義と現代国家』一四一頁。
- (27) 樋口前掲書一三六頁。
- (28) 樋口前掲書一四一頁。
- (29) 樋口前掲書一四一―一四二頁。
- (30) 樋口前掲書二八九頁。
- (31) 樋口 『半代表』概念をめぐる覚え書き」芦部編 『近代憲法原理の展開I』(一九七六年)五五頁以下のほか、『半代表』概念をめぐる覚え書き・補遺』、『法学』四四四卷五・六号も参照。
- (32) 樋口前掲論文(『半代表』概念をめぐる覚え書き)六五頁以下参照。ここでは、本文で掲げた「諸標識」のほか、再選可能性、事実上の議員の被拘束性の強化、比例代表制、などが例示されている。

(つじむら・みよこ) 本学専任講師

1. 關於...

2. 關於...

3. 關於...

4. 關於...

5. 關於...

6. 關於...

7. 關於...

8. 關於...

9. 關於...

10. 關於...

11. 關於...

12. 關於...

13. 關於...

14. 關於...

15. 關於...